

鳥取県私立高等学校等改築事業補助金の事務手続きについて

1. 県へ交付申請提出 (県が指定する日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

* 交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

2. 県から交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 県へ実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い: 概算払も可能

資料提出・問い合わせ先 子育て・人財局 総合教育推進課 教育振興担当
鳥取県鳥取市東町一丁目220
0857 - 26 - 7022
sougoukyouiku@pref.tottori.lg.jp